

回答書

(仮称)荻窪第二学童クラブ外1学童クラブ運営業務公募型プロポーザルに係る質問について、以下のとおり回答いたします。

項番	質問項目	質問内容	回答
1		各学童クラブの昨年度の土曜日の参加児童数の平均と、配置職員数の内訳をお示ください。なお第一学童と合同保育となった場合には、職員はどちらの学童から配置するのでしょうか。	昨年度の土曜日の参加児童数の平均は、荻窪学童クラブが6.9人、本天沼学童クラブが6.4人です。配置職員数は、最低2人の職員配置(特別支援児童対応を除く)とし、そのうち常勤は1人以上としています。また、第一学童と合同保育を行うことはありませんが、行事等で連携・交流していく必要があると考えています。
2	職員配置	<p>【責任者】 5年以上の経験があれば、保育士、教員等の資格を保有していなくても可能でしょうか？また、放課後児童支援員認定資格を取得していなくても可能でしょうか？</p> <p>【常勤職員】 提示されている条件に該当していれば、放課後児童支援員認定資格を取得していなくても可能でしょうか？</p> <p>【非常勤職員】 放課後児童支援員認定資格取得者は非常勤職員が担っても可能でしょうか？</p>	責任者(クラブ長)は常勤職員で、保育士、教員等の資格を有していることが条件です(公募要領P.3 4(1)③アとウ)。常勤職員についてはお見込みのとおりです。放課後児童支援員認定資格は常勤・非常勤を問いません。支援の単位毎に1人以上(1支援単位はおおむね40人以下)配置してください。
3		<p>①実施要領P3【職員配置の水準(参考)】が示されていますが、この参考水準は平日想定のものだと推測されます。土曜日想定の水準があれば教えてください。</p> <p>②同様の【職員配置の水準(参考)】に示されている配置職員数は「特別支援児童対応職員」は含まれていないとして考えてよいのか教えてください。</p>	①職員配置の水準(参考)は、月曜日から土曜日まで運営する上で必要な在籍数をお示ししています。土曜日の配置職員数は、最低2人の職員配置(特別支援児童対応を除く)とし、そのうち常勤は1人以上としています。②についてはお見込みのとおりです。
4		公募要領P.3の4-(1)-③職員の配置について、参考水準が示されていますが、配置職員数というのは在籍という認識でよろしいでしょうか。その中で職員のシフトを適宜作成するという形でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5		「法人の構成名簿」は、ヒナ形の項目(職名、氏名、住所、主な活動履歴)を満たしましたら、「役員名簿」を提出させていただくことは可能でしょうか。	ヒナ形の項目(職名、氏名、住所、主な活動履歴)を満たすのであれば、「役員名簿」などの提出で結構です。
6		当社は監事に該当する監査非設置でございます。そのため、「監事による監査報告書」について、本項目に該当する書類がない場合、その旨を記載させていただき対応は可能でしょうか。	該当する書類が無い場合は、A4サイズの内紙にその旨を記載し、ご提出ください。類似書類がある場合には、それを提出いただいても差し支えありません。
7	提出書類	職員給料表がない場合、職員の給料がわかるものとして賃金・賞与規定を類似書類として提出させていただくことは可能でしょうか。	ご質問にある賃金・賞与規定を類似書類として提出いただいで結構です。
8		設立趣旨書につきましては、株式会社の場合どういった書類を提出すればよろしいでしょうか。	設立趣旨書は、株式会社は提出不要です。
9		納税証明書は、『その1、その2』など種類がございますが、どの書類を提出すればよろしいでしょうか。	法人税、法人住民税など、法人に課せられているすべての税に関する証明が必要です。なお、未納のないことの証明でも構いません。

10		公募要領P. 9の12-②計算書類につきましては、株式会社は預金残高証明書を求められておりますが、日付はいつ付のものを提出すればよろしいでしょうか。	書類提出日の1か月前以降に発行されたものを提出してください。
11	提出書類	事業実績一覧について、全ての受託施設を記載という認識でしょうか。関東圏内の施設に省略等は可能でしょうか。	全ての受託施設の記載をお願いします。
12		学童クラブ運営に係る常勤職員数の詳細をご教示下さい。 社内全職員をさすものでしょうか。	お見込みのとおり、貴法人の学童クラブ運営に係る全職員について記載をお願いします。
13		提出書類一覧について、様式が定められていないものはA4の自由フォーマットという認識でよろしいでしょうか。(委託料積算調書など)	お見込みのとおりです。
14		各クラブのトイレ紙代とごみ処分費の昨年度の購入費用の年間総額をお示ください。	各クラブごとの数値は把握していませんが、蛍光管、トイレ紙、ごみ処分費等日常的な維持経費、賠償責任保険料など管理事務費として、1学童クラブにつき年間10～15万円程度を見込んでいます。
15	委託契約	委託料に関して「年度末に清算します」と記載がございます。これは、特別支援児童対応経費のみ精算の対象となるという解釈でよろしいでしょうか。	基本的には、特別支援児童対応経費のみが精算の対象ですが、年度途中における入会児童の増加等により著しく業務量が変化した場合など、精算の対象となることがあります。
16		参考金額に、支援児加配分は入っておりますでしょうか？ また、提出する積算には支援児加配1名分を入れて提出するのでしょうか？	参考金額に特別支援児童対応経費は含まれていません。積算にあたっては、加配置職員1人分を含めてください。
17		公募要領別冊P. 5の2-(1)-②について、特別支援児童に対する支援の必要度については、全シフトに加配1名を含み作成という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18		参考金額がありますが、上限金額はありますか？	ご提案内容に基づき、必要かつ合理的な内容の範囲で参考金額を超える提案を行っていただくことは、差し支えありませんが、参考金額については、公募要領別冊P39～40に記載する「杉並区学童クラブ運営指針」に基づき、現行の運営水準を担保する上で、区が必要とする人数等をもとに算定した経費としてお示ししています。この参考金額をもとに受託法人と協議のうえ委託契約にかかる委託料を決定します。
19		ごみ処分費について、ごみ袋等購入費にあたるのでしょうか、ごみ業者への委託費にあたるのでしょうか。	処分するためのごみ袋等の消耗品代及びごみ処理業者への委託費用がこれに当たります。
20	二次審査	第二次審査項目にございます視察について、事業者で視察施設候補を挙げさせていただくのか、区の方で予め視察施設を決めていただくのか、どちらになりますでしょうか。今年度新型コロナウイルス感染症の影響で運営自治体様の状況もあり、視察施設決定の際にはご相談の機会をいただくことはできませんでしょうか。	視察候補施設は事業者様側から候補を挙げていただき、事業者様と区と相談の上、決定させていただく考えです。
21		第二次審査への機会を頂けた場合、プレゼンテーションへの参加可能人数は何名程度などございましたら伺いすることは可能でしょうか。	第二次審査については、第一次審査通過事業者に改めてご案内させていただきます。審査方法については、公募要領P. 6 8(2)「審査方法」をご参照ください。
22	おやつ	手づくりおやつやクッキングは可能でしょうか？	おやつは市販の個包装のお菓子などを基本としていますが、行事などで手づくりおやつやクッキングを行うことはあります。

23	備品等	引継ぎの際の備品一覧があれば教えてください	学童クラブ運営に係る机、座卓、キャビネット、ロッカー、冷蔵庫などの基本的な備品はすべて区が用意します。備品一覧を引継ぎまでに用意します。
24	引継ぎ	常勤職員は1月4日から引継ぎが開始となっておりますが、具合的な勤務日数、時間(週5日、8時間など)を教えてください	原則として週5日、実働7.75時間/日ですが、具体的な勤務日数、時間については、委託移行前準備調整期間(11月下旬~12月末)に協議のうえ決定します。
25	施設	両施設とも、学童クラブ活動時に学校内施設の体育館や特別教室をお借りすることはできますでしょうか。	学校の運営に支障がない範囲で、利用が可能ですが、事前に学校との調整を行っていただく必要があります。
26	その他	父母会は予定されていますでしょうか。	現在、荻窪学童クラブには父母会がありますが、本天沼学童クラブにはありません。父母会の設置については、ひとえに、年度開始後の保護者の皆様の話し合いの中で、決定されません。
27		現在の区職員の給与額をご教示下さい。	区職員の給与額については、区ホームページに掲載しております「杉並区職員白書」の「職員の給与と人件費」をご参照ください。 <ホームページアドレス> https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/jinji/1013674.html